



連携医療機関登録制度(規程)

第1条(目的) この規程は、公益財団法人 心臓血管研究所附属病院(以下「心臓血管研究所附属病院」という)と連携医療機関として登録を行う医療機関が相互に緊密な連携を保ち、それぞれが役割分担をしながら、患者に一貫性のある良質な医療を提供する体制を確立するために、心臓血管研究所附属病院における連携医療機関登録制度について定めるものである。

第2条(登録、有効期間・更新、登録内容の変更、登録の辞退、登録の取り消し)

連携医療機関の登録、有効期間・更新、登録内容の変更、登録辞退、登録の取り消しについては次のとおりとする。

(1)登録	心臓血管研究所附属病院の連携医療機関になることを希望する医療機関は、「連携医療機関登録書」により、心臓血管研究所附属病院長あて登録申請を行う。連携医療機関は、「医療連携証」の交付を受け、心臓血管研究所附属病院のホームページに、医療機関名等の掲載を申請することができる。
(2)有効期間・更新	登録有効期間は登録日から1年間とし、以後双方に異議のない場合は自動更新するものとする。
(3)登録内容の変更	登録内容に変更が生じた場合は、「登録内容変更届」を心臓血管研究所附属病院長あて提出する。
(4)登録の辞退	連携医療機関を辞退するときは、「連携医療機関辞退届」を心臓血管研究所附属病院長あてに提出し、「医療連携証」の交付を受けている場合は返却するものとする。
(5)登録の取り消し	心臓血管研究所附属病院長は、必要がある場合、有効期間の満了を待たず、登録を取り消すことができる。

第3条(連携医療機関の責務)

- 1 連携医療機関は、紹介を行った患者(以下「紹介患者」という)のために、できる限り心臓血管研究所附属病院に患者情報を提供すること。
- 2 連携医療機関は、紹介入院患者のために、診療上必要と思われる事項について、心臓血管研究所附属病院の主治医及び病棟責任者と意見を交換し、患者に最適な医療が行われるよう努めなければならない。
- 3 連携医療機関は、心臓血管研究所附属病院において知り得た紹介患者及びその家族などに関する個人情報について、守秘義務を負うものとする。

第4条(連携医療機関の権利)

- 1 連携医療機関は、紹介患者について、主治医の了解を得て、次のことに関わることができる。
 - (1)面談、治療に関する情報交換
 - (2)カルテ、検査結果、レントゲン写真、CT画像等の閲覧
- 2 連携医療機関は、心臓血管研究所附属病院が開催する各種臨床検討会、講演会、研修会等に参加することができる。

第5条(患者の紹介及び逆紹介)

- 1 心臓血管研究所附属病院は、紹介患者について、診療及び入院を迅速に行うよう努めるものとする。
- 2 心臓血管研究所附属病院は、紹介患者に関する診療情報について、診療後、遅滞なく連携医療機関に報告するものとする。
- 3 心臓血管研究所附属病院は、容態が安定した紹介患者について、原則として連携医療機関に逆紹介するものとする。
また、それ以外の患者についても、連携医療機関に紹介するよう努めるものとする。

(来院時の手続き等)

第6条 連携医療機関が来院する際の手続き等については、別に定める。

(報酬)

第7条 連携医療機関制度の目的に鑑み報酬等は支給しない。

(規則の厳守)

第8条 連携医療機関は、心臓血管研究所附属病院の方針及び諸規則を厳守し、心臓血管研究所附属病院長の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第9条 連携医療機関は、故意又は過失により心臓血管研究所附属病院に損害を与えた場合、その賠償の責を負うものとする。

附則

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。